

## TDnet API サービス利用約款

株式会社 J P X 総研（以下「当社」という。）は、この TDnet API サービス利用約款（以下「本約款」という。）に従い、契約者に対して、当社が開発・維持運営する TDnet API サービス（以下「本サービス」という。）の利用を許諾する。

### （目的）

- 第 1 条 当社は、上場会社等（全国の金融商品取引所に上場されている有価証券又は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条の 18 第 4 号に規定する取扱有価証券の発行者をいう。以下同じ。）に係る第 2 条第 1 項各号に掲げる情報（以下「本件情報」という。）を伝達することを目的として、本サービスを契約者に提供する。
- 2 契約者（申込者を含む。）は、本件情報に関する著作権その他知的財産に関する権利が、上場会社等又は当社に帰属することを確認する。

### （定義）

- 第 2 条 当社が本サービスに登録する情報は、次の各号に掲げる情報とする。
- (1) 開示情報（上場会社等が全国の金融商品取引所及び日本証券業協会（以下「全国金融商品取引所等」という。）に提出した適時開示資料をデジタル化したものをいう。以下同じ。）
- (2) 決算情報数値データ（上場会社等の決算短信の 1 枚目等に記載される数値データをいう。ただし、当該データの提供に協力する上場会社等のものに限る。）
- (3) 全国金融商品取引所等において公衆の縦覧に供される資料のうち、当社が本サービスにて供することとして定めたもの
- (4) インデックス情報（前各号に掲げる情報について、開示日、開示時刻、上場会社等銘柄コード、上場会社等銘柄名、表題、公開項目等の属性を、本サービスにおける利用に供するために当社が表示したものをいう。以下同じ。）
- (5) その他当社が本サービスにて供することとして定めたもの
- 2 契約者 当社との間で、本契約（当社との間で締結する、本約款に基づく契約をいう。以下同じ。）を締結した者をいう。
- 3 申込者 本サービスの利用の申込みをしようとする者、又は本約款に定める方法に従って当社に対して本サービスの利用の申込みを行った者をいう。

### （本約款の適用範囲）

- 第 3 条 本約款は、本サービスの利用に関し、当社と申込者及び契約者との関係に適用される。

### （本件情報の提供）

- 第 4 条 本件情報の提供にあたり、当社は、第三者が当社に対し提供するパブリッククラウド環境（以下単に「パブリッククラウド環境」という。）を利用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用環境（本サービスを契約者に提供するにあたり当社が

用意する電機計算機器等のシステム、パブリッククラウド環境その他の利用環境をいう。以下同じ。)に接続するための利用 ID 等を貸与する。

- 2 当社は、前項の利用 ID 及びパスワード等の貸与後、当社及び契約者が合意した日から、当該利用 ID 等を利用して本サービスの利用環境に接続した契約者に本件情報の提供を行う。
- 3 第 1 項の接続に係る通信費及び接続に関する一切の費用は、契約者の負担とする。
- 4 契約者は第 1 項の利用 ID 等につき紛失、盗難等の被害に遭った場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとする。

#### (接続仕様書)

第 5 条 前条第 1 項の場合における本件情報の内容及び通信方法の詳細等は、当社が別に定める「接続仕様書」による。

- 2 接続仕様書に関する一切の知的所有権等の諸権利は、当社及びその他の権利者に帰属する。接続仕様書の内容の全部または一部を当社に無断で複製、改変、又は第三者に提供してはならない。
- 3 当社は、契約者に対し事前に通知を行うことにより、第 1 項の接続仕様書の全部又は一部を変更することができる。
- 4 前項の接続仕様書の変更により契約者に発生する一切の費用は、契約者の負担とする。
- 5 接続仕様書は、本件情報を取得するために必要なシステム開発以外の目的で利用することはできない。

#### (契約の成立)

第 6 条 申込者は、当社の指定する契約システムを使用して本サービスの申込みを行う。

- 2 本契約は、当該申込みに対して、当社が当社の指定する契約システムを使用して承認の意思を申込者に対して伝達した時点をもって成立する。

#### (利用目的)

第 7 条 契約者(契約者の関係会社(契約者と直接又は間接的に 50%超の出資関係がある会社等のうち当社が承認している者をいう。)を含む。)は、契約者の顧客等(関係会社の顧客を含む。)が次の各号に該当する場合を除き、本件情報又は本件情報を編集若しくは加工した情報(以下「本件編集加工情報」という。)を契約者の顧客等に再配信することができる。

- (1) 電子計算機(電子計算機に接続される記憶媒体を含む。)に自動的かつ蓄積可能な方法で本件情報又は本件編集加工情報の再配信を契約者又は関係会社より受ける場合(ただし、本件情報の開示時刻から 24 時間以上経過した後には本件情報又はその編集加工情報を提供する場合、この限りではない)
  - (2) 本件情報又は本件編集加工情報を他の第三者に再々配信する場合
- 2 前項にかかわらず、契約者は、本件情報又は本件編集加工情報を関係会社に対し提供し、又は利用させることができる。

- 3 契約者及び関係会社は、前2項に規定する範囲を超えて、本件情報又は本件編集加工情報を利用してはならない。
- 4 契約者は、契約者の顧客等が本件情報又は本件編集加工情報を第三者に提供することを禁止することとし、契約者が契約者の顧客等と締結する契約又は契約者のサービスの利用規約等において再々配信の禁止を明示する。また、関係会社に対し提供し、又は利用させる場合には、契約者は、関係会社に対し、関係会社の顧客等が本件情報又は本件編集加工情報を第三者に提供することを禁止させることとし、関係会社が関係会社の顧客等と締結する契約又は関係会社のサービスの利用規約等において再々配信の禁止を明示させるものとする。
- 5 契約者の顧客等（関係会社の顧客を含む。）が前項の規定に違反して本件情報又は本件編集加工情報の再々配信等を行っていることが確認された場合には、契約者は、速やかに当社にその旨を報告するとともに、その解消のため当該契約者の顧客等に対し再々配信等の中止を求め、必要に応じて本件情報又は本件編集加工情報の再配信を停止するものとし、当社からの要請があった場合には情報提供方法の変更等の措置を実施する。
- 6 関係会社に対し提供し、又は利用させる場合には、契約者は、関係会社に関して以下の事項を遵守するものとする。
  - ① 契約者は、関係会社に対し、本規約に規定する義務及び制限を遵守させる。また、契約者は、関係会社による本件情報の利用に関し一切の責任を負うものとする。
  - ② 契約者は、契約者及び関係会社が本規約に規定する義務及び制限を遵守するために必要な関係会社の管理体制を整備する。
  - ③ 契約者は関係会社から事前に第11条第2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
  - ④ 契約者は、監査の結果等により、第2号の管理体制が不十分として当社から指摘を受けた場合、当社と協議の上、必要な対応を行い、又は当該関係会社への本件情報又は本件編集加工情報の提供を中止する。
  - ⑤ 関係会社が本規約に規定する義務及び制限に重大な違反をしている状況において、当社から要請があった場合、契約者は直ちに当該関係会社への本件情報又は本件編集加工情報の提供を中止する。
  - ⑥ 関係会社が出資関係の解消又は当社が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により、当社が当該会社を関係会社として適当でないと認めた場合には、当社が当該会社を関係会社の登録から抹消し、関係会社として取り扱わないことについて、契約者及び関係会社はあらかじめ同意する。
  - ⑦ 前号に該当するおそれのある状況となった場合、契約者は当社に対して速やかにその旨を届け出る。

（本サービスの提供の中止）

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を中止し又は制限することができる。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
- (2) 本件情報に係る当社が運営するシステムその他の本サービスの利用環境に障害が発生したとき
- (3) 当社がパブリッククラウド環境を利用できなくなることにより、当社において契約者に対し本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (4) 本サービスの利用環境の保守又は工事の必要上やむを得ないとき
- (5) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止することにより本サービスの提供が困難となったとき
- (6) 当社が本サービスの中止又は制限を別に定めたとき

(免責事項)

第9条 契約者又は契約者が本件情報を提供した第三者による本件情報の使用、本件情報の誤びゅう、停滞、省略若しくは中断又はシステム障害等により、契約者又は第三者に生じた損害につき、当社及び当社の役職員、代理人又は委託を受けた者は、損害賠償責任を負わない。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではない。

- 2 前条の規定により当社が本サービスの一部又は全部の提供を中止し又は制限を行ったこと又は第11条の規定による調査に関連して、契約者又は第三者に生じた費用又は損害等については、当社及び当社の役職員、代理人又は委託を受けた者は、補償又は損害賠償等の責任を負わない。
- 3 本件情報は、投資の勧誘を目的としたものではなく、また、いかなる有価証券の価値を保証又は承認するものではない。
- 4 当社及び当社の関係者は、いかなる本件情報の真実性、正確性、完全性、有効性、即時性又は適時性について、保証するものではない。
- 5 当社及び当社の関係者は、本件情報（開示情報を除く。）について、その不正確性等を訂正する権利を保有するが、義務を負わない。
- 6 契約者は、当社の貸与する利用ID等の使用及び管理について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者又は第三者に生じた損害については、当社及び当社の役職員、代理人又は委託を受けた者は、損害賠償責任を負わない。
- 7 当社が定める接続仕様書の誤びゅうに起因する損害、又は直接若しくは間接を問わず提供される接続仕様書を利用したこと若しくは利用できなかったことに起因して契約者又は第三者に生じた費用若しくは損害等については、当社及び当社の役職員、代理人又は委託を受けた者は、補償又は損害賠償等の責任を負わない。
- 8 本サービスの利用環境に係る当社の運営・管理範囲は、インターネット等の通信回線の相手方と当社側の接続口までとし、当社は、当社の運営・管理範囲外の機器・設備・ソフトウェアの故障等により契約者又は第三者に生じた費用又は損害等については、当社及び当社の役職員、代理人又は委託を受けた者は、補償又は損害賠償等の責任を負わない。
- 9 当社に重大な過失がある場合の損害賠償責任の範囲は、当該損害賠償請求の原因となる事象が発生した日から遡って1年間に本契約に基づき当社が契約者から支払い

を受けた料金の金額を超えないものとする。

- 10 契約者は、契約者が本件情報を利用することによって関係会社その他の第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において処理解決し、当社に損害を与えないものとする。

(免責事項に係る同意の取り付け)

- 第10条 契約者は、前条の第三者に生じた費用又は損害等について、第三者は当社に対し補償又は損害賠償等の請求を行わない旨を契約者が契約者の顧客等と締結する契約又は契約者のサービスの利用規約等において明示する。

(監査)

- 第11条 当社は、契約者に対し事前に書面で通知することにより、本件情報の使用及び提供状況並びに本約款及び本契約の遵守状況の調査のために、当社の役職員又は当社の代理人若しくは委託を受けた者をして、通常の業務時間内に、契約者の事務所その他の施設に立ち入ることができるものとし、契約者は、これに誠意をもって協力するものとする。
- 2 契約者は、当社の承諾を得て本件情報を提供した第三者をして当該第三者における本件情報の使用及び提供状況等に関する当社の調査に協力させるものとし、また、当該第三者からあらかじめ書面により当該調査に協力する旨の同意を得るものとする。

(料金)

- 第12条 契約者は、当社に対し、本サービス利用の対価として、当社又は株式会社日本取引所グループのウェブサイトで公表する料金表記載の料金（消費税相当額を含む。以下同じ。）を支払うものとする。なお、本サービスの利用期間が1か月未満の場合の料金は、その月の日数による日割計算とする。
- 2 料金は、第4条第2項に基づき本件情報の提供が開始された日から発生する。
- 3 契約者は、料金を当社の請求に基づき当社が定める方法により請求書に記載の支払期限までに支払うものとする。
- 4 契約者が料金の支払いを遅延した場合（契約者が本約款又は本契約に違反したことにより当社による料金の請求が正しく行われなかった場合を含む。）は、契約者は、支払期限の翌日から起算して支払日までの期間について未払い料金に対し年14.6%の割合で計算して得た金額を遅延損害金として当社に支払うものとする。
- 5 契約者から当社に支払われた料金のうち、当該料金に係る支払期限の翌日から起算して6ヶ月を経過したものは、如何なる理由に基づく場合でも、返還されない。

(決済業務の委託等)

- 第13条 当社は、申込者による第6条第1項の申込時に当社が必要と認める場合には、前条の料金の支払いに関する決済その他業務の一部をストライプジャパン株式会社（以下「決済代行事業者」という。）に委託する。

- 2 前項の決済は、決済代行事業者の提供する「Stripe」(<https://stripe.com/jp>) (以下「決済システム」という。) により行う。決済システムの利用に伴い、決済代行事業者は契約者の登録事項及び支払情報(クレジットカード番号、デビットカード番号、銀行口座情報、取引履歴など)を取得し、又は当社から提供を受ける場合がある。決済代行事業者は、同社のプライバシーポリシー (<https://stripe.com/jp/privacy#personal-data-definition-ja> (随時、決済代行事業者により変更されることがあり、その場合には変更されたものを含む。)) に従ってこれらの情報を取扱う。また、決済代行事業者は、決済システムの運用にあたり国外の関連法人にこれらの情報を提供する場合がある。契約者は、以上の取扱いについて同意して本サービスを利用するものとする。
- 3 当社は、決済代行事業者が提供する決済システムの利用に関して、決済システムの停止又は廃止及び決済手続の留保その他、原因の如何を問わず、契約者に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

(本約款の改定)

第14条 当社は、必要があると認めた場合であって、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等に係る事情に照らして合理的なものであるときには、契約者に対し3ヶ月前までに通知を行うことにより、本約款を改定することができる。かかる場合、契約者は改定後の本約款に従うものとする。

(料金の改定)

第15条 当社は、必要があると認めた場合であって、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等に係る事情に照らして合理的なものであるときには、契約者に対し3ヶ月前までに通知を行うことにより、料金を改定することができる。

(契約期間)

第16条 本契約の期間は、本契約が成立した日から当該成立日が属する年の翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社及び契約者のいずれからも書面による更新拒絶の通知がない場合は、本契約は更に1年間延長されるものとし、その後の期間についても同様とする。

(保証金)

第17条 契約者は、当社が必要と認めた場合には、本契約の開始に先立ち、現在又は将来における料金その他の一切の債務の履行を担保するための保証金として当社が定めた額を納付するものとする。

- 2 当社は、前項の保証金に利息を付さない。
- 3 契約者は、本契約の存続期間中、保証金の全部又は一部の返還請求を行うことができない。
- 4 契約者は、保証金の返還請求権をもって当社に対する債務と相殺すること及び当該

返還請求権を他の第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

- 5 本契約が終了した場合は、料金の支払い期限の到否にかかわらず、当社はその時点において契約者に対して保有する債権その他契約者の責任に帰すべき事由により生じた損害金等一切を第1項の保証金から催告なしに相殺することができ、残額あるときは、当社が定めるところによりこれを契約者に返還するものとする。

(禁止事項)

第18条 契約者及び申込者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスの運用を妨害する行為
  - (2) 本サービスの利用環境へのアクセスを有する第三者のシステム又はネットワークに危害を与える行為、又は危害を与える危険性のある行為
  - (3) 第4条第1項に規定する利用ID等に関係会社を含む第三者に使用させ、又は譲渡、貸与若しくは担保に提供する行為
  - (4) 自身を偽って又は他人を装って不正に本サービスの利用環境にアクセスする行為
  - (5) 第三者の利用ID等又は虚偽の利用ID等を不正に使用する行為
  - (6) コンピュータウィルスの送信
  - (7) ハッキング行為
  - (8) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - (9) 公序良俗に違反する行為
  - (10) 他の契約者に対して迷惑又は損害を与える行為
  - (11) 犯罪行為又は犯罪のおそれがある行為
  - (12) その他本サービスの運用を妨げ若しくは妨げる可能性のある行為又は当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項その他の本約款に定める事項に違反して、当社又は第三者に対して損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者が被った損害のすべてを賠償する。

(契約の解除等)

第19条 当社又は契約者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せず、相手方に対し書面による通知を行うことにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本約款のいずれかの規定に違反をし、かつ書面による違反通告を受けてから30日以内に当該違反が是正されなかったとき。
  - (2) 支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (4) その他信用状態が著しく悪化したとき
- 2 前項のほか、当社又は契約者は、相手方に対して書面によって1ヶ月前までに通知することにより、本契約を解約することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者が第13条及び第14条までの改定に同意しない場合において、かつ、当社からの当該改定に係る通知受領後1ヶ月以内に、当社に

対してその旨及び解約希望日を通知したときは、当該解約希望日をもって、本契約を解約することができる。この場合において、当該解約希望日は、当該同意しない旨の通知日から1ヶ月以上先の日付を設定する。

- 4 前2項の場合において、契約者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとする。

(秘密保持)

第20条 当社及び契約者は、本約款及び本契約に関連して相手方から受領した資料及び知得した技術等について、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者（第11条第1項に規定する当社の役職員、当社の代理人及び当社の委託を受けた者を除く。）に開示してはならない。

- 2 前項の資料及び技術等が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定は適用されないものとする。

- (1) 受領時又は知得時に受領者又は知得者が保有していたもの
- (2) 受領時又は知得時に公知又は公用のもの
- (3) 受領後又は知得後に受領者又は知得者が正当な権利者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの
- (4) 受領後又は知得後に受領者又は知得者に帰責事由なく公知又は公用になったもの
- (5) 法律の規定により開示が義務付けられた場合

- 3 本条は本契約終了後も3年間有効に存続するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第21条 契約者は、事前に当社の書面による承認を得ないで、本約款及び本契約上の地位並びに本約款及び本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(分割有効性)

第22条 本約款及び本契約の条項及び条件が管轄を有する裁判所で無効又は履行強制不能と判断された場合でも、本約款及び本契約の他の条項及び条件は有効に存続するものとする。

(通知)

第23条 本約款及び本契約上又はその履行上当社が契約者に対して行う通知は、契約者が当社に対して届け出ている連絡先に対して、当社が電磁的方法により送信した時点で適切になされたものとみなす。

(協議事項)

第24条 本約款及び本契約に定めのない事項又は本約款及び本契約の解釈について疑義を生じた場合は、当社、契約者誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 本約款及び本契約から生じ、又はこれに関連する当社と契約者との一切の訴訟については、当社の主たる事務所又は本店の所在を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第26条 本約款及び本契約は、日本法に従って解釈されるものとする。

(存続条項)

第27条 第9条、第11条、第12条、第25条及び第26条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

(暴排条項)

第28条 契約者(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。)は、「別紙(反社会的勢力の排除に関する特約)に記載の内容を遵守するものとする。

(2022年4月1日施行)

## 別紙 反社会的勢力の排除に関する特約

契約者は、本特約に記載の内容を遵守するものとする。

### (暴排宣言)

- 第1条 当社は、自らが市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。
- 2 契約者は、反社会的勢力との関係を遮断することをここに宣言する。
- 3 当社及び契約者は、前2項の宣言の意義を理解し、相手方が同宣言を実現できるように相手方に協力する。

### (反社会的勢力の定義)

第2条 本特約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

### (誓約)

第3条 契約者は、本契約の成立時に、次の各号に掲げるものが反社会的勢力でないことを誓約する。

- (1) 契約者又はその株主（契約者の経営に事実上参加していると認められるものに限る。）、役員及び使用人
  - (2) 当社との取引に係る契約者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 2 契約者は、随時、当社が行う、前項各号及び次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならない。
- (1) 本契約において当社が契約者に委託した業務等の全部又は一部を契約者が第三者に再委託する場合の契約その他本契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の当事者
  - (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

(契約解除に関する特約)

第4条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 契約者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
  - (2) 契約者が自ら又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
  - (3) 前条第1項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
  - (4) 契約者が前条第2項に定める調査、報告に協力せず、又は当社から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
  - (5) 契約者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合
- 2 当社は、前条第2項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第5条 当社が前条により本契約の全部又は一部を解除したことによるほか、契約者又はその株主、役員もしくは使用人が反社会的勢力であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本契約を終了したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社は契約者に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わない。